

救急医療の確保のための新たな施策（平成20年4月～）

厚生労働省医政局指導課（平成20年3月3日）

資料2

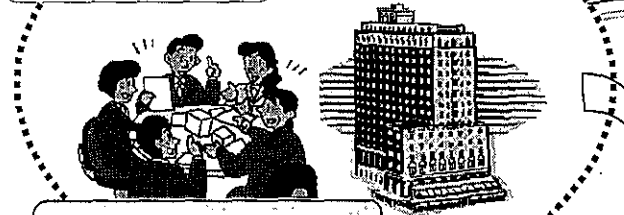
対象 施策	病院前救急医療	救急医療機関			医師等の医療従事者
		初期救急医療機関	二次救急医療機関	三次救急医療機関	
制度上の措置	医療計画の策定				
	基準病床数制度における特例の対象に周産期疾患に係わる病床を規定（P7）				
			社会医療法人の認定要件の一つに、一定水準以上の救急医療等の実施を規定（P1）		標榜診療科に「救急科」を追加（P6）
			社会医療法人の医療保健業について法人税非課税（予定）（P1）		
		医療機能情報の提供制度（平成19年度創設、平成21年度本格稼働）（P5）			
予算上の措置	救急患者受入コーディネーター確保事業（P13）				救急救命士病院実習 受入促進経費の増額（P15）
	救急医療情報システム充実強化事業（P12）				
			地域救命救急センター運営事業（P10）		
			重症外傷機能確保経費（P11）		
診療報酬上の措置	ドクターヘリ導入促進事業（3機追加）		救急医療専門領域医師研修事業（P9）		
	ドクターヘリ等による診療の評価（救急搬送診療料）の引き上げ（P17）		入院早期における救命救急入院料の手厚い評価（P16）		
	診療所での夜間等の診療を新たに評価（P17）		精神科疾患への診療の大幅な加算（P18）		
			脳卒中対策として、t-PAによる超急性期の治療の評価（P18）		
			産科、小児科、内科、整形外科、及び脳神経外科に係る入院医療を提供している病院の評価（入院時医学管理加算）（P16）		勤務医負担軽減策の具体的な計画を評価（入院時医学管理加算（再掲））（P16）
			医師事務作業補助体制加算の新設（P16）		
			（産科）妊産婦緊急搬送入院加算の新設（P19）		
			（産科）ハイリスク妊産婦の入院管理を評価（P19）		
	（小児）時間外等の外来医療の評価（P19）		（小児）超重症児・準超重症児入院診療加算の引き上げ（P19）		
			急性期後の入院機能の評価（亜急性期入院医療管理料2の新設）		

社会医療法人制度のスタート

<平成20年4月以降認定開始>

社会医療法人

都道府県知事
の認定



医療審議会

- 役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること
- 定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国等に帰属させる旨定めていること
- 救急医療等確保事業を実施していること 等

認定要件

税制優遇措置
(法人税)

収益事業の実施

社会医療法人債の発行

法人運営の安定化

医療計画に記載された
救急医療等確保事業

改正医療法 第30条の4第2項第5号

- イ 救急医療
- ロ 災害時における医療
- ハ へき地の医療
- ニ 周産期医療
- ホ 小児医療
(小児救急医療を含む)

公立病院等



公立病院等との新たな
役割分担・連携の構築

医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準を定める告示（案）（社会医療法人部分抜粋）

1. 制定の経緯

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）により、新たに社会医療法人制度が創設されたところ。

本告示は、厚生労働大臣が定めることとされた社会医療法人が行う救急医療等に係る基準を定めるものである。

2. 告示の内容

1. 社会医療法人が行う救急医療等に係る基準

法第42条の2第1項第5号において厚生労働大臣が定めることとされた社会医療法人が行う救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療に係る構造設備、体制、実績に関する基準を以下のように定める。

(1) 救急医療に係る基準

法第30条の4第2項第5号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務について、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。

① 当該業務を行う病院の構造設備

診察室、処置室、専用病室及びエックス線診療室その他の救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。ただし、精神科救急医療にあつては、診察室及び処置室その他の精神科救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

② 当該業務を行うための体制

当該病院が次のいずれにも該当すること。ただし、精神科救急医療にあつては、その所在地の都道府県が作成する医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されており、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。

イ その所在地の都道府県が作成する医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。

ロ 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。

② 当該業務の実績

当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療にあつては、当該会計年度前3会計年度において精神疾患に係る時間外等に診療した件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地が属する精神科救急医療圏（都道

府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。)内の人口を1万で除した数に7・5を乗じて得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上であること。

イ 当該会計年度前3会計年度における初診料が算定された件数に占める診療時間以外の時間、休日又は深夜(以下「時間外等」という。)において初診を行った場合の加算が算定された件数の割合((2)③イにおいて「時間外等加算割合」という。)が100分の20以上であること。

ロ 当該会計年度前3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。)若しくは休日に救急自動車及びこれに準ずる車両による搬送を受け入れた件数を3で除した数((2)③イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という。)が750以上であること。

(2) 災害時における医療に係る基準

法第30条の4第2項第5号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務について法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。

① 当該業務を行う病院の構造設備

次のいずれにも該当すること。

イ 集中治療室及び備蓄倉庫、簡易ベッド及び携帯用医療機器並びに食料、飲料水及び医薬品その他災害時における医療を行うために必要な施設(診療を行う施設にあっては、耐震構造を有するものとする。)、設備及び物資を有すること。

ロ 災害時において当該病院の近接地にヘリコプターの離発着が可能な敷地を確保すること。

ハ 厚生労働省に登録された災害派遣医療チームを有すること。

② 当該業務を行うための体制

当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ その所在地の都道府県が作成する医療計画において災害時における医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。

ロ 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。

③ 当該業務の実績

当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が100分の16以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が600以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ 都道府県又は国からの災害派遣医療チームの派遣の要請があった場合に、これに応じたこと。ただし、要請に応じなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(中略)

2. 施行日

本告示は平成20年4月1日から適用する。

※ただし、平成20年度においては、(1)③「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度の
前会計年度」と、「件数を3で除した数」とあるのは「件数」と、「7・5」とあるのは「2・5」
と、(4)③中「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度の前会計年度」と、「件数を3で
除した数」とあるのは「件数」と、「3以上」とあるのは「1以上」と、(5)③中「当該年度前
3会計年度」とあるのは「当該年度の前会計年度」とし、平成21年度においては、(1)③中
「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度前2会計年度」と、「3で除した」とあるのは
「2で除した」と、「7・5」とあるのは「5」と、(4)③中「当該年度前3会計年度」とある
のは「当該年度前2会計年度」と、「3で除した」とあるのは「2で除した」と、「3以上」とあ
るのは「2以上」と、(5)③中「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度前2会計年度」
とする。